

株式会社河本土木建設の行動計画

次世代育成支援対策法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい職場環境を作ることにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成29年12月 1日～平成34年11月30日までの5年間

2. 内容

目標

- ・看護休暇制度を、無給で8日間、小学校3年生修了まで取得できるようにする
- ・年に1回、子供に職場体験及び見学ができる「子ども参観日」を設ける
- ・毎週1日、ノー残業デーの日を設ける

3. 具体策

①平成29年12月～

- ・役員会において制度を分析、検討する

②平成30年3月

- ・分析、検討の結果、どの目標が当社に適しているかどうか最終検討のうえ単独、あるいは複数の制度を導入する。

③平成31年3月

- ・制度導入後1年ごとに、行動計画を適宜見直し行い、最終的にどのプランを会社の恒久的な制度として残すか検討する。

④平成34年12月

- ・最終的に、会社の恒久的制度として残す物を、就業規則に導入する。